

## 【宮城県私立高等学校等 就学支援補助金(上乘せ補助)】

- 令和3年度から、宮城県独自の施策で「高等学校等 就学支援金制度」と連動し、授業料を『宮城県』が、さらに補助するものです。
- この補助は、宮城県内の私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するための事業となります。

### 1. 認定条件

- ①高等学校等 就学支援金の受給資格者(9,900円(月額)認定者)であること。
- ②生徒および保護者等が、宮城県内に住所を有していること。
- ③就学支援金の算定基準額が、保護者等合算 154,500円以上 167,100円未満 であること。

【※年収 目安として】 年収約590万円相当 ～ 年収約620万円相当

[下方イラスト参照]

### 2. 補助額

9,900円(月額)

(就学支援金 9,900円 + 上乘せ補助(本制度) 9,900円 = 19,800円(月額))

### 3. 対象外となるケース

就学支援金 9,900円(月額)認定者のうち、『保護者等のうち一方、または全員が国外居住等』の場合、算定基準額にかかわらず補助対象外となります。

(保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められるかの判断ができないため。)

### 4. 対象期間

当年度分(4月～3月までの各月)

### 5. 認定までの流れ

- ①本校が就学支援金の結果を用いて、宮城県へ申請。
- ②宮城県からの申請結果をもとに認定となった生徒および保護者の方へ、本校から通知。(時期未定)

### 6. 支給方法

認定生徒および保護者の方へ通知書とあわせて、別途お知らせいたします。(時期未定)

### 7. 注意事項

【令和 5 年度分について】

- 就学支援金 令和 5 年 4 月分～6 月分 は、令和 3 年 1 月～令和 3 年 12 月分 の所得(保護者合算)が基準。
- 就学支援金 令和 5 年 7 月分～ は、令和 4 年 1 月～令和 4 年 12 月分 の所得(保護者合算)が基準。

担当：事務室 萱場

TEL：022 - 286 - 3557

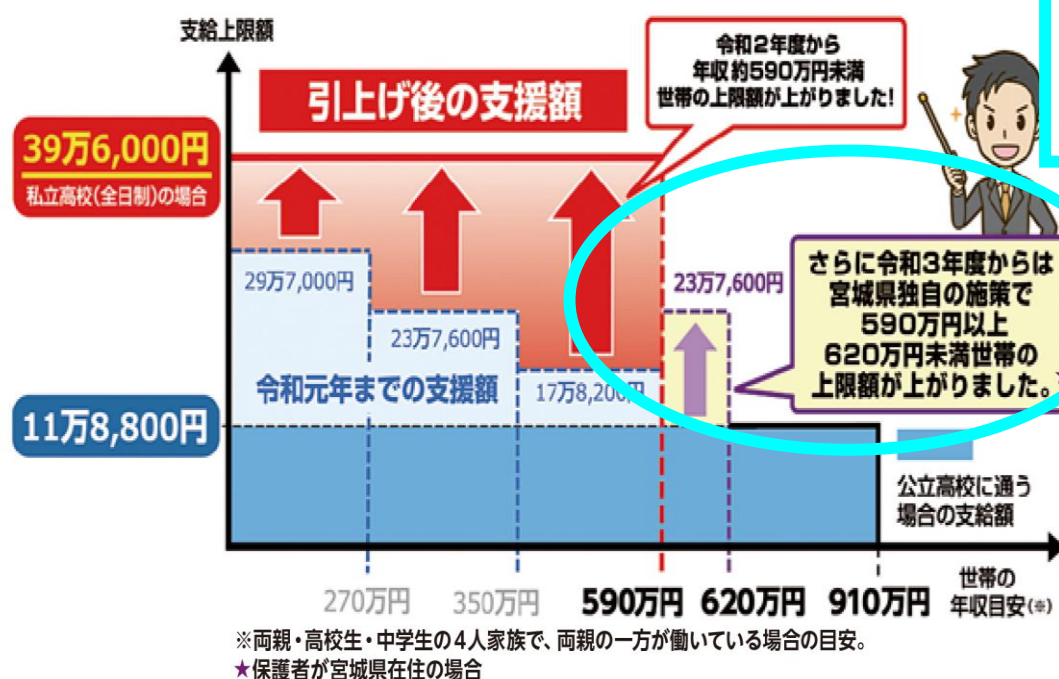
(参考資料)

## 就学支援金について

# 令和2年度から 私立高校の授業料実質無償化がスタートしています!

高等学校等就学支援金(返還不要の授業料支援)の制度改正で、さらに私立高校に通う生徒への支援が手厚くなりました!

上乗せ補助



## 対象となる方の判定基準について

次の計算式(両親2人分の合計額)により判定します。

【計算式】市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額

※政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < 15万4,500円 ➡ 支給額: 最大39万6,000円

(15万4,500円以上)

< 30万4,200円 ➡ 支給額: 11万8,800円

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「わたしの情報」から

